

 北九州市公報	発 行 所 北九州市小倉北区城内1番1号 北 九 州 市 役 所
--	--

目 次

◇ 告 示 ページ

- 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部精神保健・地域移行推進課】 2
- 指定障害児通所支援事業者の指定の取消し【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 3
- 出納員の事務の委任【会計室】 4
- 育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 5

◇ 公 告

- 業務委託契約に係る一般競争入札の公告【子ども家庭局子ども総合センター】 6

◇ 上下水道局

- 公共下水道事業に係る事務の委託及び代替執行に関する規約【上下水道局下水道部下水道計画課】 9
- 給水装置工事事業者の指定【上下水道局水道部配水管理課】 11
- 物品等供給契約に係る一般競争入札の公告（2件）【上下水道局下水道部施設課】 12

北九州市告示第18号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第69条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和8年2月2日

北九州市長 武内和久

1 医科（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
合馬脳神経内科クリニック	北九州市小倉北区下富野一丁目10番16号	令和8年2月1日

2 訪問看護（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
訪問看護デージー	北九州市小倉南区湯川五丁目5番7号ル・ヴァンヴェールあべ山202号	令和8年2月1日
若戸病院訪問看護ステーションひびきの	北九州市若松区小敷ひびきの一丁目10番1号	令和8年2月1日
訪問看護ステーションなのはな	北九州市小倉南区朽網西一丁目13番22号	令和8年2月1日
アンブレラ訪問看護ステーション	北九州市門司区黒川西二丁目8番5号	令和8年2月1日

北九州市告示第19号

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の24第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者の指定を取り消したので、法第21条の5の25第1項第3号の規定により次のとおり告示する。

令和8年2月2日

北九州市長 武内和久

1 指定事業者に関する事項

(1) 指定障害児通所支援事業者（児童発達支援）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
たけのこさん 北九州市小倉北 区堺町二丁目1 番13号	株式会社Coco 代表取締役 竹岡 香菜 北九州市門司区藤松一丁 目4番1-907号	重症心身障 害児以外	4057800338

(2) 指定障害児通所支援事業者（放課後等デイサービス）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
たけのこさん 北九州市小倉北 区堺町二丁目1 番13号	株式会社Coco 代表取締役 竹岡 香菜 北九州市門司区藤松一丁 目4番1-907号	重症心身障 害児以外	4057800338

2 取消年月日

令和8年1月31日

北九州市告示第20号

次の表の第1欄に掲げる日から、同表の第2欄に掲げる職にある出納員に事故が生じたので、北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第7条の2第1項の規定により、当該事故のある期間、同表の第3欄に掲げる職にある者を出納員に充て、会計管理者をして、当該出納員に同表の第4欄に掲げる事務を委任させる。

令和8年2月2日

北九州市長 武内和久

令和8年1月 19日	小倉南区 総務企画課 庶務係長	小倉南区 総務企画課 戦略係長	区会計管理者の命を受けてつかさどる当該課において取り扱う現金、物品及び有価証券並びに使用不能物品の出納保管事務
---------------	-----------------------	-----------------------	---

北九州市告示第21号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第69条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和8年2月2日

北九州市長 武内和久

1 薬局（育成医療及び更生医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
千代丸薬局新道寺店	北九州市小倉南区大字新道寺145番地の10	令和8年2月1日
メープル薬局緑ヶ丘店	北九州市小倉北区日明二丁目9番22号	令和8年2月1日

2 訪問看護（育成医療及び更生医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
訪問看護デージー	北九州市小倉南区湯川五丁目5番7-202号	令和8年2月1日
ラーラ訪問看護ステーション	北九州市八幡西区石坂二丁目6番9-201号	令和8年2月1日

北九州市公告第84号

一般競争入札により、業務委託契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年2月2日

北九州市長 武内和久

1 委託内容

- (1) 業務名 子どもの安全確認等訪問対応業務
- (2) 業務内容等 仕様書で定めるとおり
- (3) 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 納入場所 北九州市戸畠区汐井町1番6号
北九州市子ども総合センター
- (5) 入札方法

ア 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てたものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

イ 電送及び郵送による入札は、認めない。

ウ 開札の結果、予定価格の制限範囲内での入札がない場合は、直ちに再度入札を行う。

エ 入札執行回数は、2回を限度とする。

オ 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要である。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 北九州市から指名停止処分を受けている期間でないこと。

3 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市戸畠区汐井町1番6号

北九州市子ども家庭局子ども総合センター

イ 日時 この公告の日から令和8年2月20日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 入札説明書等の交付方法 前号ア及びイの場所及び日時において無償で交付する。

(3) 入札説明会

ア 日時 令和8年2月27日午後4時

イ 場所 北九州市戸畠区汐井町1番6号

ウェルとばた5階 会議室

(4) 入札に参加するための要件等

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、所定の期日までに入札参加申込みを行い、入札参加者としての資格を有するか否かについて審査を受けなければならない。

イ 入札参加申込みは、所定の様式を持参又は郵送することにより行わなければならない。

ウ この一般競争入札に参加を希望する者は、前号の入札説明会に参加しなければならない。

(5) 入札参加申込書を提出する場所及び期間

ア 場所 第1号アの場所と同じ

イ 期間

(ア) 持参の場合

この公告の日から令和8年2月20日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(イ) 郵送の場合

書留郵便で令和8年2月20日午後5時までに必着のこと。

(6) 競争入札参加資格確認結果の通知 令和8年2月25日までに通知する。

4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時 令和8年3月6日午後3時

(2) 場所 北九州市戸畠区汐井町1番6号

ウェルとばた5階 会議室

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

- ア 言語 日本語
- イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

- ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
- イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
- ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法

契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。また、所定の回数で落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約に移行する。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市子ども家庭局子ども総合センター

〒804-0067 北九州市戸畠区汐井町1番6号

電話 093-881-6767

北九州市上下水道局告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項及び第252条の16の2第1項の規定により、北九州市は、芦屋町の公共下水道事業に係る事務を受託し、及び代替執行する。当該事務の委託及び代替執行に関する規約は、次のとおりである。

令和8年2月2日

北九州市上下水道局長 廣中忠孝

芦屋町の公共下水道事業に係る事務の委託及び代替執行に関する規約

（趣旨）

第1条 この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項及び第252条の16の2第1項の規定に基づき、芦屋町の汚水処理に関する公共下水道事業に係る事務の委託及び代替執行について、必要な事項を定めるものとする。

（委託事務の範囲）

第2条 北九州市は、芦屋町の汚水処理に関する公共下水道事業に係る事務のうち事業管理に関する事務（以下「委託事務」という。）を管理し、及び執行する。

（代替執行事務の範囲）

第3条 北九州市は、芦屋町の汚水処理に関する公共下水道事業に係る事務のうち次に掲げる事務（以下「代替執行事務」という。）を、芦屋町長（以下「町長」という。）の名において管理し、及び執行する。

- （1） 公共下水道の修繕及び維持の事実行為に関する事務
- （2） 公共下水道の設置及び改築の事実行為に関する事務
- （3） その他の管理の事実行為に関する事務

（管理及び執行の方法）

第4条 委託事務及び代替執行事務の管理及び執行については、別に定めるものを除き、北九州市の条例及び規則（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第5条 委託事務及び代替執行事務の管理及び執行に要する経費は、芦屋町の負担とし、芦屋町は、あらかじめ北九州市に交付するものとする。

- 2 委託事務及び代替執行事務の管理及び執行に要する経費は、北九州市の事務費を含めるものとする。
- 3 第1項に規定する経費の額及び交付の時期は、町長と北九州市上下水道局

長（以下「局長」という。）が協議して定める。

（収入及び支出の経理）

第6条 局長は、委託事務及び代替執行事務の管理及び執行に係る収入及び支出について経理を明確にしておくものとする。

（収入及び支出の精算）

第7条 局長は、毎年度終了後、速やかに委託事務及び代替執行事務に係る収入及び支出の精算を行い、その明細を町長に通知する。

（相互の協力及び連絡会議）

第8条 委託事務及び代替執行事務の管理及び執行について北九州市及び芦屋町は、相互に協力するものとする。

2 委託事務及び代替執行事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、北九州市又は芦屋町の申出により連絡会議を開くことができる。

（条例等の制定改廃の場合の措置）

第9条 北九州市は、委託事務及び代替執行事務の管理及び執行について適用される北九州市の条例等を制定し、又は改廃しようとする場合は、あらかじめ芦屋町に通知しなければならない。

（委託事務及び代替執行事務の管理及び執行の細目）

第10条 前各条に定めるもののほか、委託事務及び代替執行事務の管理及び執行に関し必要な事項は、町長及び局長が協議して定める。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

北九州市上下水道局告示第4号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定による給水装置工事事業者の指定を行ったので、同法第25条の3第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年2月2日

北九州市上下水道局長 廣中忠孝

指定番号	工事店の 名 称	代表者	所在地	指定年月日
N 1 8 9	株式会社金村組	金村保勝	八幡西区下上 津役元町7番 1	令和8年2月 2日
F 2 5 7	刀根住宅設備	刀根大輔	遠賀郡芦屋町 大字山鹿15 21番地11	令和8年2月 2日
F 2 5 8	有限会社ゴトウ 設備	後藤常夫	大阪府河内長 野市清水31 6-1	令和8年2月 2日

北九州市上下水道局公告第9号

一般競争入札により、物品等供給契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市上下水道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。）において準用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和8年2月2日

北九州市上下水道局長 廣中忠孝

1 調達内容

（1） 物品供給契約の名称及び数量

空港北町ポンプ場他4ポンプ場（低圧）電力供給 一式

（2） 履行の内容等 仕様書で定めるとおり

（3） 履行期間 令和8年4月の検針日から令和9年4月の検針日の前日まで

（4） 履行場所 北九州市小倉南区空港北町2番2号

空港北町ポンプ場

北九州市門司区大字今津30番地の5

今津ポンプ場

北九州市小倉南区葛原東四丁目7番

新手川ポンプ場

北九州市小倉南区下曾根二丁目2番1号

竹馬川第3ポンプ場

北九州市若松区響町一丁目101番16

響町ポンプ場

（5） 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札価格の算定について、燃料費調整額、離島ユニバーサルサービス調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は、考慮しないこととする。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市上下水道局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成7年北九州市水道局管理規程第2号）第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者としての登録を受けている者又は同法第2条の3の規定により小売電気事業登録の申請を行っている者であること。
- (4) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和8年2月9日までに競争入札参加資格申請を行わなければならない。

4 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び期間

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号
北九州市上下水道局下水道部施設課

イ 期間 この公告の日から令和8年2月26日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 北九州市上下水道局ホームページ入札・契約情報（http://www.city.kitakyushu.lg.jp/suidou/menu02_001.html）において無償で交付する。

- (3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

- (4) 競争参加の申出書の提出

ア 郵送による場合の競争入札参加申出書の提出期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和8年2月9日午後5時までに必着のこと。

イ 持参による場合の競争入札参加申出書の提出期限 第1号アの場所にこの公告の日から令和8年2月9日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分までに提出のこと。

(5) 入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和8年2月25日午後5時までに必着のこと。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号

小倉北区役所庁舎西棟6階施設課

イ 日時 令和8年2月26日午後1時30分

5 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(2) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(3) 落札者の決定方法 契約規程において準用する契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 契約書の作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

(6) この公告に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更し、又は解除することができるものとする。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市上下水道局下水道部施設課

〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号

電話 093-582-2485

北九州市上下水道局公告第10号

一般競争入札により、物品等供給契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市上下水道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。）において準用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和8年2月2日

北九州市上下水道局長 廣中忠孝

1 調達内容

（1） 物品等の名称及び数量

芦屋町浄化センター他2箇所電力供給 一式

（2） 履行の内容等 仕様書で定めるとおり

（3） 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

（4） 履行場所 芦屋町大字芦屋1455番地270

芦屋町浄化センター

芦屋町中ノ浜3790番地

中ノ浜ポンプ場

芦屋町大字山鹿93-2番地

汐入ポンプ場

（5） 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札価格の算定について、燃料費調整額、離島ユニバーサルサービス調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は、考慮しないこととする。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

（1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

（2） 北九州市上下水道局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成7年北九州市水道局管理規程第2号）第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等

に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

- (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者としての登録を受けている者又は同法第2条の3の規定により小売電気事業登録の申請を行っている者であること。
- (4) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和8年2月9日までに競争入札参加資格申請を行わなければならない。

4 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び期間

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号
北九州市上下水道局下水道部施設課

イ 期間 この公告の日から令和8年2月26日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 北九州市上下水道局ホームページ入札・契約情報（http://www.city.kitakyushu.lg.jp/suidou/menu02_001.html）において無償で交付する。

- (3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

- (4) 競争参加の申出書の提出

ア 郵送による場合の競争参加申出書の提出期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和8年2月9日午後5時までに必着のこと。

イ 持参による場合の競争参加申出書の提出期限 第1号アの場所にこの公告の日から令和8年2月9日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分までに提出のこと。

- (5) 入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和8年2月25日午後5時までに必着のこと。

- (6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号
小倉北区役所庁舎西棟6階施設課

イ　日時　令和8年2月26日午後2時

5　その他

(1)　入札保証金及び契約保証金

ア　入札保証金　入札価格の100分の5以上。ただし、北九州市上下水道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。）において準用する契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ　契約保証金　契約金額の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(2)　入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア　この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ　申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ　契約規程において準用する契約規則第12条各号いずれかに該当する入札

(3)　落札者の決定方法　契約規程において準用する契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(4)　契約書作成の要否　要

(5)　契約書の作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

(6)　この公告に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更し、又は解除することができるものとする。

(7)　この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市上下水道局下水道部施設課

〒803-8510　北九州市小倉北区大手町1番1号

電話　093-582-2485